

## 道路工事施行承認申請書(道路法第24条) の添付書類一覧

	添付書類名	縮尺等	その他
1	位置図	(1/50,000) (1/3,000)	申請箇所を赤でマークして囲み、かつ「申請箇所」と朱書きする。 (1/50,000)管内図相当、(1/3,000)ゼンリンの地図相当
2	実測平面図	(1/100~1/2,500)	官民境界線を赤線にて明示する。
3	実測横断図	(1/100程度)	官民境界線を赤線にて明示する。
4	実測縦断図	(1/100程度)	主に管の埋設・側溝の敷設時に添付する。
5	施工面積図	(1/1,000以上)	掘削等を伴う場合、掘削面積、舗装復旧面積(掘削+影響部等)や舗装構成を明記する。
6	現況写真	最低3面	ポラロイド写真は不可。 写真上に、赤線で加工予定位置を明記する。
7	事業計画概要書 (申請理由書)		必ず添付するか、若しくは申請書鑑に明記する。
8	工作物設計図 (構造図)	工作物全てを 明示する。	U字側溝・集水柵・乗り入れ用の橋など主に、規格品以外を使用する場合に添付する。
9	工事工程表		工事着手時期にかかわらず添付する。 掘削、復旧時期が分かるように作成する。
10	交通障害体系図		交通障害が生じる場合に添付する。工事中の交通の形態及びバリケード・ガードマン・看板等の位置を明示する。 交通障害が生じる場合とは、道路幅を現状より狭めたり、全面(一部)通行止をする場合。
11	埋設物確認票		掘削等を伴う場合に添付する。
12	許可書又は 認可書等の写し		他に申請があるとき(河川・砂防等)にはその許可書、申請時はその申請書の写し。

- 申請書は、2部提出してください。
- 申請者の氏名には、必ず「ふりがな」をふってください。
- 担当者の電話番号は、必ず入れてください。
- これ以外にも、必要に応じた書類の添付を指示する場合があります。

## 道路占用許可申請書(道路法第32条) の添付書類一覧

	添付書類名	縮尺等	その他
1	位置図	(1/50,000) (1/3,000)	申請箇所を赤でマークして囲み、かつ「申請箇所」と朱書きする。 (1/50,000)管内図相当、(1/3,000)ゼンリンの地図相当
2	実測平面図	(1/100~1/2,500)	官民境界線を赤線にて明示する。
3	実測横断図	(1/100程度)	官民境界線を赤線にて明示する。
4	実測縦断図	(1/100程度)	主に管の埋設・側溝の敷設時に添付する。
5	占用面積図	(1/1,000以上)	
6	施工面積図	(1/1,000以上)	掘削等を伴う場合、掘削面積、舗装復旧面積(掘削+影響部等)や舗装構成を明記する。
7	現況写真	最低3面	ポラロイド写真は不可。 写真上に、赤線で占用予定位置を明記する。
8	事業計画概要書 (申請理由書)		必ず添付するか、若しくは申請書鑑に明記する。
9	工作物設計図 (構造図)	工作物全てを 明示する。	U字側溝・集水柵・乗り入れ用の橋など主に、規格品以外を使用する場合に添付する。
10	工事工程表		工事着手時期にかかわらず添付する。 掘削、復旧時期が分かるように作成する。
11	交通障害体系図		交通障害が生じる場合に添付する。工事中の交通の形態及びバリケード・ガードマン・看板等の位置を明示する。  交通障害が生じる場合とは、道路幅を現状より狭めたり、全面(一部)通行止をする場合。
12	埋設物確認票		掘削等を伴う場合に添付する。
13	許可書又は 認可書等の写し		他に申請があるとき(河川・砂防等)にはその許可書、申請時はその申請書の写し。

- 申請書は、2部提出してください。
- 申請者の氏名には、必ず「ふりがな」をふってください。
- 担当者の電話番号は、必ず入れてください。
- これ以外にも、必要に応じた書類の添付を指示する場合があります。